

【七戸町】

住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援給付金 (1世帯あたり10万円) は、現下のエネルギー・食料品等の物価高騰による負担軽減のために住民税均等割のみ課税世帯を支援するための給付金です。

- ・対象世帯：令和5年12月1日時点で七戸町に住民登録がある世帯で、令和5年度分の住民税所得割が課税されていない世帯
ただし、世帯全員が住民税所得割が課税されている者から扶養等されている世帯は対象となりません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

七戸町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後を予定。

手続き方法

- ①対象と思われる世帯へは支給要件確認書が送付されますので、必要事項を記載のうえ、提出期限日までに支給要件確認書の提出が必要です。
- ②令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯で課税状況が確認出来なかった世帯や未申告者を含む世帯は、申請書の提出が必要です。

上記①に該当する場合

上記②に該当する場合

町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

提出期限：令和6年5月10日（金）消印有効

令和5年12月1日時点の住民登録情報により町から確認書が送付されます。必要事項をご記入いただき、返信用封筒により返送ください。

申請が必要です

申請期限：令和6年5月10日（金）

まずは、町へお問い合わせいただき、該当となる見込みの場合は申請をしてください。

お問い合わせ・申請窓口



七戸町 保健福祉課

0176-68-4631

受付時間 8:15~17:00（土日祝を除く）

注 確認書提出のみで手続きが終了となる方は、窓口が混雑することが予想されるため、極力、返信用封筒での提出をお願いします。